

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく学校法人日本医科大学公的研究費管理規程の第4条関係

令和7年4月1日現在

ガイドラインを反映した法人及び大学の管理体制					
法人・大学の別	責任者の名称	該当の条項号	権限・責任	役割	責任者の役職（職名）
学校法人日本医科大学	最高管理責任者	第4条第1項第1号	公的研究費の運営・管理について、法人全体を総理する立場において最終責任を負う。	①不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、実施に必要な措置を講じること。②統括管理責任者、大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮すること。	理事長
	統括管理責任者	第4条第1項第2号	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、法人全体を統括する実質的な責任及び権限をもつ。	不正防止対策の基本方針に基づき、法人全体の不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。	理事（公的研究費管理担当理事）
日本医科大学	大学管理責任者	第4条第1項第3号	大学における公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する責任及び権限をもつ。	不正防止対策の基本方針及び不正防止計画に基づき、大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。	学長
	コンプライアンス推進責任者	第4条第1項第4号	自己の管理監督又は指導する部署における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。	①学内における対策の実施及び実施状況の確認と大学管理責任者への報告。②学内の全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施。③競争的資金等の管理・執行のモニタリングと改善指導。	研究部長
	コンプライアンス推進副責任者	第4条第2項	各部署において日常的に管理監督を行う。	各部署の日常的な管理監督を行う。	学長が指名する者
	事務責任者	第4条第1項第5号	公的研究費の管理・執行の情報をコンプライアンス推進責任者へ着実に伝達する。	各部署の公的研究費の管理・執行の情及び状況を大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ着実に伝達、報告する。	事務局長

(注) 1. 学校法人日本医科大学公的研究費管理規程第4条第3項の規定に基づき、職名を公開する。

2. コンプライアンス推進副責任者は、必要に応じて置くことができる。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程の第5条関係

令和7年4月1日現在

ガイドラインを反映した法人及び大学の管理体制					
法人・大学の別	責任者の名称	該当の条項号	権限・責任	役割	責任者の役職（職名）
学校法人日本医科大学	最高管理責任者	第5条第1項第1号	法人における研究活動に関する最終的な責任を負う。	公正な研究活動の推進及び不正行為の防止並びに不正行為への対応等について法人全体を総理する権限を有する。	理事長
日本医科大学	大学管理責任者	第5条第1項第2号	大学全体を統括する実質的な責任及び権限を有する。	大学における研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止並びに不正行為への対応等について、大学全体を統括する。	学長
	研究倫理教育責任者	第5条第1項第3号	大学における研究倫理教育の実施を統括する実質的な責任と権限を有する。	大学において研究活動に携わる研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を適正かつ円滑な方法で定期的実施する。	学長が指名する者 研究統括センター副センター長
	センター等管理責任者	第5条第1項第4号	センター等を統括する実質的な責任及び権限を有する。	センター等における研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止並びに不正行為への対応センター等を統括する。	研究統括センター長